

令和3年11月30日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の2件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「特別用途食品とは」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_03.pdf

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 斎藤、平松、井形

TEL : 03-3507-9220 (直通)

FAX : 03-3507-9292

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	腎臓病用組合せ食品	いきいき御膳α(アルファ)	ヘルシーフード株式会社	2013401000697	本品は、腎臓病の食事療法を実践及び継続するのに適した食品です。	第2021012号
2	とろみ調整用食品	ネオハイトロミール ^{スリー} Ⅲ	株式会社フードケア	3021001013779	本品は、えん下を容易にし、誤えんを防ぐことを目的としたとろみ調整用食品です。	第2021013号